



国会見学お待ちしております！

11:30 国会集合 昼食自己負担
ご希望の方は下記までご連絡ください
(外出自粛中は行っておりません)
石井苗子国会事務所 03-6550-1115

国会事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町 2-1-1 参議院議員会館 1115 号室

参議院議員 全国比例

石井苗子

みつこ



メール mitsuko_ishii@sangiin.go.jp

ホームページ http://ishiimitsuko.com/

令和二年度予算審議で登壇

本会議で反対討論

三月二十七日、参議院本会議で、石井議員は日本維新の会を代表して、令和二年度予算に対し、反対の立場から討論を行いました。

●予算案反対理由●

予算案に反対する第一の理由は、行政改革が進んでいないことです。新型コロナウイルスに

よって、観光・旅行業、飲食業を始めとする様々な業界に大きな影響が出ています。中小・零細企業は、日々の経営もままならず、資金繰りが悪化し、倒産の危機に追い込まれている企業も多い状況です。民間の苦境に対して、身を切る覚悟が足りないのでは

ないかというのが第一の理由です。第二の反対理由は、政府の予算説明に不信感を抱かざるを得ないことです。安倍総理の施政方針演説では、公債発行を八年連続で減額させたということでしたが、それは本予算ベースだけで、補正予算を合算すれば、平成二八年度は前年度よりも多かつたのです。

第三の反対理由は、国民負担を増やす政府の姿勢への疑問です。昨年一〇月、消費税率を一〇％に上げたことにより、税と社会保障費を合わせた国民負担率は、令和二年度において、昭和四五年以降最大の四四・六％になる見込みです。生活が豊かになった実感が持てないのは、たとえ給与が上がったとしても、同時に負担も増えているからです。

●維新のコロナ対策●

また、討論では、日本維新の会のコロナ対策についても訴えました。

新型コロナウイルス対策に関する提言 日本維新の会

2.感染症対策強化

(4) オーバーシュート時に向けた広域医療調整組織の設置
・医療崩壊を防ぐための現在の対策は都道府県ごとに講じているが、海外で起こっているレベルのオーバーシュートが生じた場合に備え、国主導・地域主体の広域医療調整組織を構築しておくことが重要。

(5) 人工呼吸器の整備とマンパワーの確保

・オーバーシュートが生じた場合に備え、重症者に必要となる人工呼吸器とECMO（体外式膜型人工肺）に係る機材及び人材の確保を急ぐ。

(6) ワクチン・治療薬の開発支援

・ワクチンと治療薬を早期に開発するため、それらの開発と実用化に取り組む研究施設や事業者に対し積極的に財政支援するほか、開発後の増産、備蓄体制についても国が責任をもって確立する。早期開発を阻む手続き規制も緩和する。

(7) オンライン診療の推進

・医療機関での感染拡大を防止するために、オンライン診療の対象を従来限定していた慢性疾患以外の患者にも適用できるよう早急に法改正する。新型コロナに係る自宅療養の軽症者も対象とし、入院治療は重症者を優先する態勢を整える。

石井苗子のロゴマークができました



ことを提案しています。東日本大震災から一〇年の節目である二〇二一年に、新型コロナウイルスからの復興と併せ、復興五輪を成功させるために全力を尽くしていくことを強調し、反対討論を締めくくりました。

コロナ対策、食品ロスを議論



●決算委員会●

四月一日の決算委員会では、一刻も早く新型コロナウイルス治療薬を国民に届けるという観点から質問しました。

新薬が承認されるには、治験と呼ばれる臨床試験が必要ですが、長い時間がかかり、緊急事態に対処できません。そこで、「製薬企業の治験がスタートすると、承認されるまで半年から一年かかる。国民の皆様は、それま

で待つわけにはいきません。治験のプロセスを短縮していくということをお考えでしょうか」と質問しました。

これに対して、橋本厚労副大臣のほうから、「製薬企業とは、開発が早期に進むよう相談を行っている。行政側の調査手続等について迅速化を図り、医療機関における手続を効率化できるような組んでいきます」という答弁がありました。

また、「東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県で司令塔をつくって、お互いに協力して病床が満杯にならないように、また病状に合わせて施設を確保できるように、協力体制をつくってほしい」と要望したところ、安倍総理大臣から、「首都圏で急速な感染拡大を回避することは極めて重要だと認識している。政府対策本部と都道府県対策本部との連携を密にしながら、一体となって対策を進めていきます」という答弁がありました。

●農林水産委員会●

四月七日の農林水産委員会では、食品ロスの問題について聞きました。

新型コロナウイルスの影響で、食料生産国が輸出制限をかけており、我が国が食料不足に陥ることも予想されます。食品ロスの削減に対して、国民の食料を確保するため、真剣に取り組んでいかなければなりません。

卸売業者には、賞味期間の三分の一以内で小売店舗に納品する慣例があります。これは「三分の一ルール」と言われてい

ますが、この期間を過ぎて納品できなかったものは、メーカーに返品され、多くは廃棄されることとなります。この廃棄量がどれくらいになるか農林水産省に聞いたところ、残念ながら把握していないということでした。

また、三分の一ルールを緩和する対策について聞いたところ、藤木農水政務官から、飲料、賞味期間一八〇日以上、菓子、カップ麺を推奨品目として、三分の一ルールという納品期限の見直しを事業者に呼びかけているという答弁でした。ただし、実際に納品期限を緩和した、または緩和予定の小売事業者は、一〇八事業者に過ぎないということだったので、この取り組みが進むように、今後継続的に見ていく必要があります。



▲議員会館で毎日新聞から食品ロスに関する意識改革、1／3ルールについて取材を受ける石井苗子議員▲

Twitter

https://twitter.com/ishii_ishin



YouTube JP

石井苗子の国会タックル 毎週月曜 20 時より



facebook

<https://www.facebook.com/141mitsuko>

